

## 独占禁止法審査手続についての懇談会（第9回）議事録

1 日時 平成26年9月2日（火）16:00～18:10

2 場所 中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室

3 出席者

（懇談会委員）

座長	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
座長代理	舟田 正之	立教大学名誉教授
委員	青柳 馨	日本大学大学院法務研究科教授
	今井 猛嘉	法政大学大学院法務研究科教授
	及川 勝	全国中小企業団体中央会政策推進部長
	大沢 陽一郎	株式会社読売新聞東京本社論説委員
	川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	河野 康子	全国消費者団体連絡会事務局長
	榊原 美紀	日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会委員 弁護士
	泉水 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
	三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	矢吹 公敏	弁護士

（その他）

公正取引委員会 松尾経済取引局長、山口審査局企画室長

（事務局）

内閣府 井上内閣府審議官、独占禁止法審査手続検討室 井内室長、品川参事官等

4 会議次第

（1）開会

（2）論点に関する検討（自由討議）

（3）閉会

## 5 議事録

○宇賀座長 それでは、定刻でございますので、ただいまより第9回「独占禁止法審査手続についての懇談会」を開催させていただきます。

委員の皆様方には、御多忙のところ、お集まりいただきありがとうございます。

本日は、村上委員が所用のため欠席でございます。

また、稲田内閣府特命担当大臣は、所用のため本日は欠席でございます。

このたび内閣府で人事異動があり、梅溪内閣府審議官の後任である井上内閣府審議官が出席されておりますので、御紹介いたします。

○井上内閣府審議官 ただいま御紹介にあずかりましたとおり、7月22日付けで梅溪内閣府審議官の後任として就任をいたしました、井上でございます。どうぞよろしくお願いたしたいと存じます。

本日、この懇談会は9回目となるわけでございますけれども、これも大変精力的に熱心に御審議賜っておりますことを厚く御礼を申し上げますとともに、心から敬意を表したいと存じます。

12月の取りまとめに向けて、引き続きどうぞよろしくお願いたします。

○宇賀座長 それでは、議題に入ります。

前々回の第7回の懇談会では立入検査に関連する論点について議論いたしましたところ、弁護士・依頼者間秘匿特権の問題につきましては、その導入の可否を含めて制度の具体的なイメージがないと議論できないのではないかという御指摘があり、また、海外の制度にも国によって様々な違いがあることを踏まえた議論が必要であるとの御指摘もありましたため、積み残しとなっております。

そこで本日は、弁護士・依頼者間秘匿特権について議論してまいりたいと存じます。

本日は事務局に資料を用意してもらっていますので、まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 それでは、お手元の資料に基づきまして御説明をさせていただきますと存じます。

事務局の資料は、先ほど座長のほうからも御指摘がございましたように、第7回の懇談会におきまして、具体的な制度のイメージがないと議論がしにくい、あるいは国によっていろいろ制度が違うのではないかという御指摘がございましたので、これを踏まえまして、本日の資料につきましては、具体的な秘匿特権の範囲を画定する要素でありますとか、あるいはその対象になるか否かについて争いがある場合の処理の方法というものにつきましては、どういう点が議論の対象になり得るか、あるいはそのような点について、アメリカ、EU及び英、独、仏といった諸外国でどのように対応しているかというものにつきまして、客観的な資料で分かる範囲で事務局のほうで整理をさせていただいたというものでございます。

御承知のとおり、秘匿特権につきましては、各国とも判例で形成されているというところ

ろがございまして、対象範囲につきましても網羅的・具体的に記載されたものがあるわけではございませんので、あくまで裁判例でありますとか、裁判例から抽出された一般的な考え方を、当局のマニュアルなども参考にしながら記載させていただいているものでございます。

なお、前回の懇談会でも御議論があった任意か強制かという問題との関係で一言申し上げますと、今回の秘匿特権の問題は、罰則で担保された間接強制の権限に基づいて、公取委が書面の提出を命じるという場合に問題になるものでございますので、間接強制権限に基づく提出命令を前提に御議論いただくということによろしいのではないかと考えております。

資料に基づきまして順に御説明を申し上げます。

まず、趣旨や目的でございますが、これについては、これまでこの懇談会でも、社内調査で正確な情報を把握する、あるいはコンプライアンスを高める、あるいは海外で放棄したとみなされることを回避するというようないろいろな目的が指摘されているということでございますけれども、欧米につきましては、この資料の右のほうにございますように、基本的には弁護士と依頼者の間で率直な交信ができるということが公共の利益を促進するという考え方に立って、こういった制度が認められているということでございます。

根拠でございますけれども、これはいずれも判例法でございます。国によっては関連の規定が規則等に定められているものがございまして、これもいずれも抽象的な記載ぶりでございます。具体的な内容を明確に定めたというものではございません。

要件でございますけれども、これは法令に規定があるわけではなくて、いずれも判例でございますので、かなりそのケースを具体的に当てはめるということになるわけですが、アメリカの要件につきましては、ウィグモアという人が書いている解説がございまして、これによりますと8要件があるということでございます。ただ、この内容自体は、当懇談会で弁護士の方からヒアリングをさせていただいたときの内容と基本的には変わらないと考えてございます。

EUでございますけれども、EUは、AM & Sの事件というのが代表的な裁判例ということになっておりまして、ここで書かれておりますように、そこでは防御権の観点からなされたものという要件が記載されてございます。

具体的な保護の対象となる文書でございますけれども、これは公取委による留置の対象になる可能性がある文書で、弁護士が関与し得るものはどんなものがあるのかということにつきましては、左のほうに書かせていただいているものでございます。

ただ、諸外国でも、こういった例について具体的にどう判断するのかというものを網羅的に規定されたものがあるわけではございませんので、右側の諸外国の例のところには実際に問題になった裁判例を幾つか記載させていただいているということでございます。

これによりますと、例えばアメリカでは、弁護士とのコミュニケーションであっても、法的な助言ではないビジネス上の助言のようなものは対象にならないでありますとか、あ

るいは単に送付先の中に弁護士が入っていた、例えば、弁護士にCCで送るとか、単にそういう形になっていたというだけでは対象にはならないでありますとか、あるいは従業員とのやり取り、会社の法務のトップのほう、あるいは経営者でなくても、従業員とのやり取りであっても会社が法的助言を受けるためのものといった幾つかの要件を満たせば対象になるでありますとか、あるいは弁護士に相談する前に作成された文書であっても、潜在的な訴訟に備えて作成されたものであれば保護の対象になるというような幾つか裁判例がございます。

EUでも似たようなものが幾つかございまして、特定の事案に関係のない一般的な法的助言は対象にならないとか、社外の弁護士から受け取った助言の内容を修正したり、社内弁護士等による修正がなされていないければ、社内で作られたメモであっても対象となるとか、あるいは防御権の観点から社外の弁護士の助言を得ることのみを目的としている場合には、当該弁護士とやり取りをしていない文書であっても対象になるというような裁判例が幾つかございます。

秘匿特権の対象になる通信の時期でございますけれども、アメリカは特に限定がないようなのでございますが、EUは原則としましては、例えば制裁金の決定でありますとか、そういった処分の採択に向けた手続の開始後の通信というのが一応原則にはなっております。ただ、関連性があればそれ以前のやり取りにも及ぶということになっております。

これに対して、ドイツはかなり厳密に調査開始後の通信というものに限定をされているようでございます。

依頼者と弁護士の通信というものが対象でございますので、依頼者の範囲と弁護士の範囲がそれぞれ問題になるわけでございますけれども、依頼者の範囲につきましては、会社の従業員が弁護士と連絡を取れば全て対象になるというものではございませんで、弁護士の助言を受けるために、会社の上位者の指示に基づいてなされていて、それをちゃんと従業員が認識しているというような幾つかの要件を満たすものであれば、従業員と弁護士のやり取りも対象になるということのようでございます。

弁護士の範囲でございますが、これについては、米国につきましては、海外の弁護士や社内弁護士も対象としているようでございますけれども、EUにつきましては、海外の弁護士あるいは社内の弁護士というのは対象にはしていないようでございます。

英、独、仏は、国によって社内弁護士の取扱いは分かれているということのようでございます。

特権の放棄という問題でございます。これにつきましては、裁判例も、そもそも要件として秘匿性が求められていますので、秘匿性の話をしているのか、放棄の話をしているのか若干微妙なものもあるわけでございますけれども、一般に第三者に対して任意に開示したという場合には、当該第三者以外の者に対しても秘匿特権は放棄したとみなされるということでございます。

また、誤ってこれを開示してしまったというような場合でも、その誤りを是正するため

に合理的かつ迅速な措置を講じない場合には放棄とみなされるということのようでございます。開示をしても放棄とみなされないためには、罰則により担保された当局の要求に基づくものである必要があるという判断をしている例というのが載ってございますけれども、これについては、公正取引委員会の提出命令がこれに当たるのかどうかということについては、保証の限りではないという御指摘はパブリックコメントでも出ていたところがございます。

こういった要件に該当するとした場合でも秘匿特権が認められない例外というものがございまして、アメリカでは主にここに挙げております2つの例が典型ということのようでございます。

一つは、現在又は将来の違法行為を行うための通信というものでございます。

もう一つは、弁護士の助言により違法行為が行われたということを依頼者が主張するという場合には、例外の事由に当たるということのようでございます。

ただ、ここで申します違法行為を行うための通信というのは、違法行為を助長するような通信という意味でございますので、現在行われている行為が違法であるかどうかというのを確認するための弁護士との通信が例外事由に当たるというわけではございません。

該当性に争いがある場合の手続でございますが、これにつきましては、おおむね米国でもEUでも似たような形になっておりまして、基本的には特権を主張する側に該当性の根拠を説明する必要があるとございます。争いがある場合には、実際の当局の審査官は封筒に入れて封印するような形で持って帰る。特権を主張する側から提出された理由を吟味した上で、その事件の審査官以外の当局の職員が該当性について判断するという手続を経まして、何年もかかるケースもあるようですけれども、最終的には裁判所が判断をするという形になっているようでございます。

書面の中に立証にとって重要な内容が含まれている場合にどうなるのかという話でございますけれども、特権というのはあくまで依頼者の特権でございますので、依頼者が放棄するというのであれば、放棄は可能なわけでございます。

アメリカの司法省は、かつて司法取引の要件として秘匿特権の放棄を求めるという運用をしていた時代があるようございますけれども、これは特権の侵害であるということで批判が強かったということもあるようございまして、最近では司法取引の要件として秘匿特権の放棄を求めるといふことはしない。要するに、司法取引における当局への協力としては、事実についての情報を提供すればそれで足りるといふ運用をしているということのようございます。

以上、事務局からの御説明を申し上げます。

○**宇賀座長** それでは、続いて、榊原委員と矢吹委員から資料が提出されておりますので、まずは、榊原委員から資料の説明を簡潔にお願いしたいと存じます。

○**榊原委員** ありがとうございます。

私の資料は2-1になります。これは従前お配りさせていただいた資料をバージョンア

ップしたもので「v.3」となっておりますので、全て説明するのではなくて、今回、新しく追加した部分としてスライド11ページ以降のみを説明させていただきます。

スライド11ですけれども、これは、今、事務局のほうから御説明いただいたところと重なるところではございますが、秘匿特権、秘密保障をする必要性について、上半分が一般的な必要性、下半分が独禁法独自の理由ということで書いてございます。

経済界としては、安心して弁護士に包み隠さず話をして法的助言が受けられるようにすることによって、コンプライアンスを推進していくということについて、やはり必要であると考えています。

それから、グローバル競争が激しい中で、海外当局や民事訴訟についても主張を尽くす必要があるということでも必要と考えています。

特に独禁法ならではのことは、国際カルテル等、同時に米国やヨーロッパ、日本で調査が入ることがありますので、その防御という意味でも日本だけ保障されていないという点がございまして、また、一番最後の部分の「難解性」というところになると思うのですけれども、独禁法は経済法で非常に判断が難しいということもあって、有事のとき、実際に調査になった段階だけではなくて、通常から弁護士に頻繁に相談をして独禁法違反にならないように気を付けなければならないという意味でも、相談を促進するということが必要だろうということで必要性について考えております。

12ページに移っていただきまして、必要性については、パブコメ意見ではそれを否定する意見はゼロでした。認めるべきだという意見が確か非常に多くて、41件だったと思うのですが、12のスライドについては、以前、公取委の方が真実解明を阻害するのではないかという御指摘をされていた点についてですけれども、まず、経済界からの質問に対して、従前は立証のために依頼者と弁護士の通信の秘密の部分になるべきところが決定的な証拠になった事例がないということは、公取委の方からもはっきり回答いただいているということで、客観的な事実の立証に必要なだということは、公取委自身がおっしゃっていないので、ないだろうと思います。経済界は、もちろんないという意見です。

さらに、では、なぜこういう秘密の対象になるような資料が必要かということについて、公取委のほうからは、あらかじめ弁護士に相談をしていたから確信的に違法だということが分かっていたのではないかというような主観面の主張に必要なだと、そういう使い方ができるので有用だという御指摘があったと思うのですけれども、これは真面目に検討している企業ほど不利になるので、やはりコンプライアンス推進と矛盾するので、こういう使い方のために必要なだということは合理性がないのではないかと思います。その意味で、真実解明の阻害という指摘は当たらないのではないかという意見でございます。

この後、13ページ以降については、具体的な範囲が分からないと議論しにくいという御意見でしたので、スライド13、14、15と3枚続けて対象についての記載でございます。

まず、分かりやすいと思いますので、15ページを先に御覧ください。絵のものです。

弁護士と依頼者間のコミュニケーションを保護するものがこの通信の秘密だと思います

けれども、企業の中でどういうことが行われるかといいますと、まず、法務の社員が、独禁法の違反がないようにふだんから営業等の担当者呼んでヒアリングをしたりとか、アンケートを取ったりして、ふだんの行為に危ないことがないかチェックをするということはやっています。これは調査が入ってからやることもあれば、調査がなくともやる場合がありますので、分けて記載をしていません。

①のアンケート調査、②のヒアリングを行った後に、例えば、サマリーを作って弁護士に相談をする。そして、法的助言を得るということもあれば、単なる社内調査だけで終わるということもあると思います。

弁護士に相談する場合は、③のサマリーを作った上で、アンケート調査とかヒアリングの内容というのは非常に膨大になる可能性が高いので、全てを弁護士事務所に持っていても嫌がられるということもあって、サマリーを前提に相談をする。

このコミュニケーションというのは、単純にQとAがある。質問して回答するということが双方向であると思います。ですから、弁護士が最後にこれは違法の可能性が高いとか低いとか、そういう意見書を記載してくるわけですがけれども、その前に質問するというフェーズがあるので、④と⑤は恐らくコミュニケーションの対になるということで、この部分は間違いなく保護の対象にすべきだろうと考えています。

③のサマリーについては、やはりコミュニケーションの一部になるかどうかという基準で考えるべきだと考えています。

①②については、通常、弁護士事務所に持っていくということがないので、余りコミュニケーションの一部になるということは考えにくいだろうと現時点では考えております。

戻っていただきまして、もう少し細かく、同じことなのですがけれども、13ページを御覧ください。

これは存在するであろう書類をたくさん書き出したものです。事務局の資料と重なるところもあると思いますけれども、ピンクの部分については、違法行為当時、例えば、カルテルをやった当時に存在したであろう文書。例えば、競合他社といついつ会って、議事録であるとか、そこで合意をした内容が書かれているものとか、関連するEメールとか、そういうものが当たるとは思いますけれども、そういったものは違法行為の立証自体に直接使われ得るものですので、これを提出できないとなると実態解明を阻害するということになるので、当然、提出命令の対象にすべきであろうと思います。

秘匿特権の対象にはならないという意味で×××と右のほうに書いてありますが、例えば真ん中の黄色い部分、先ほど例に挙げましたヒアリングメモとかアンケート調査結果、これはアメリカなどではコミュニケーションの一部になるという判断をされているかと思っておりますので、経済界としてはこういうものを保護してほしいと思っておりますけれども、実態解明に必要だという意見もあろうかと思っておりますので、どうしてもこれは反対だという方がいらっしゃるのであれば、情報としては、ここはコミュニケーションではなくてインフォメーションなのだという整理もあろうかと思っておりますが、いずれにしても、弁護士との間のコ

コミュニケーションの一部になったかどうか、法的助言を受ける目的のために作ったかどうかというのを企業側で立証する。一部であるか、それともそうではないかということを経界線、判断基準にさせていただくのがいいだろうと思います。

スライドの14も、理解いただくために基本的には同じことを別の局面から書いていますが、左から赤茶、黄色、ブルーとなっていますけれども、黄色とブルーの部分で対になっている。企業が弁護士に法的問題はないかと相談して、相談に対する回答、ここは双方向になっているので、双方向のものについてはやはり対象にすべきだろうと思います。

でも、そうではなくて、そもそも弁護士に相談することとは別に社内の調査をしていたとか、ヒアリングをしていた、アンケートをしていた。そういったデータとか、社内にあるものについては提出命令の対象にすべきなのであるかと考えてございます。

社内調査が始まったかどうかということは分けては書いていません。ここでは時間軸として、違法行為があって、社内調査をして、その後、立入調査があったというふうにスライドの14では時系列で左端に書いているのですけれども、この調査の前後で差はつかないだろうと考えています。それはコモンローでも大陸法でも重なるところだと思えますけれども、安心して相談できるというコア部分については、調査が入った後でも前でも、保障されなければならないという趣旨については同じだからでございます。

最後の16枚目のスライドですけれども、ここで懸念点として、こういうコミュニケーションの保護をしてしまうと何でもかんでも企業が隠して出さないのではないかと御懸念があるかと思えます。

それについては、100人の人がいて1人か2人悪いことをする人がいたら、その制度は必要性があっても導入しないでおこうということではなくて、1人、2人悪いことをする人がいるのであれば、その人たちについては、例えば、現場でもめたときには欧米の制度のように封筒に封印をする、公平な裁判官に判断をしてもらい、悪意のあるような場合は検査妨害罪等の罰則などを強化することによって対応するというところで、解決をするということにさせていただいたらどうかと考えます。

別紙としてサンプルを付けてございます。別紙①、②、③-1、③-2と付けていますけれども、実際の事案のものではございませんで、弁護士の意見書というのはこういうものと。①は間違いなく保護の対象になるだろうと思えますし、別紙②も弁護士が作成した社内調査報告書、別紙③-1も弁護士自身が作成をしたものですが、別紙③-2は社員が社内で調査をしたヒアリングメモで、この最後の部分についてはコミュニケーションの一部を構成しませんので、対象とはすべきではないだろうということの例示でございます。

以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

続いて、矢吹委員から資料の説明を簡潔にお願いいたします。

○矢吹委員 それでは、私が提出いたしました資料についてお話しいたします。

私が提出しましたのは2点です。

1点は、前回、海外の制度について何か資料がないかということで、日弁連の関連委員会に相談しまして、当該委員会で主にパブリックコメントで提出されました意見をまとめる形で作成した資料が資料2-2②でございます。

それから、私が独自に自分の意見書のような形でお出ししたのが資料2-2①です。

したがって、前回の続きという点では2-2②から説明したいと思います。

この前、主に議論された論点としては、秘匿特権の意義、真実解明の障害となるか、調査協力のインセンティブがないことにより秘匿特権濫用の可能性があるか、海外での秘匿特権を失うなどの他のリスクがあるかという点だったと思います。

これについて、次のページが日弁連の表書きで座長宛てです。

資料1と書いてあるところから、これはまとめでありまして、そこに書いてあります7つの弁護士会、国際団体からの意見書の集約であります。

1として「秘匿特権の意義」、これはもう既に皆さんからお話が出ているように、コンロー、大陸法と、その根拠の違いはあるにしても法曹の核心的価値として重要なところで目的は同じであるということで、独立した秘密のうちに法的助言を求める人々の権利は基本的な権利であって、法の支配へのコミット及び司法へのアクセスの一部をなすという点においては共通の法見解だと思います。

真実解明との関係では、これはオーストラリアですけれども、コンプライアンスを促進する重要な役割があり、これを制限することによって規制当局が得る便益を上回るといった端的なものとしてされています。また、秘匿特権を受ける対象は法的助言を受ける目的で発せられた交信に限定されて、基礎となる事実は特権には服さないもので、特権を認めたとしても真実発見には阻害にはならないということが基本的なスタンスではないかと思います。

したがって、基礎的な事実を証拠とするファックス、ドキュメント等の資料はもちろん対象になりませんし、また、同じ事実で当局の事情聴取を受けたときに、弁護士・依頼者間秘匿特権だから開示しないということとはできないということになります。

秘匿特権濫用の可能性については、濫用の可能性があるからといって、それが秘匿特権を否定することにはならないということでありまして、あとは裁判所の許可を求めるべきということ、これは後でもう少し敷衍してお話ししたいと思います。

海外での秘匿特権を失うリスクにつきましては、ケースごとに判断が分かれるということで、明確な方針がないというところもあって、それぞれの国で異なると思われま

す。先ほどの防止措置につきましては、少し内容を見ていただくと、次の資料2は各国ごとに記載したものですけれども、4番のところ、米国では、最終的に司法省との間で中身について検討し、両者で合意ができれば文書は裁判所に提出されて、インカメラ方式で「スペシャルマスター」という中立な第三者によって検討されることで担保されるということになります。

また、次のカナダでも裁判所の判断を最終的には仰ぐ必要があるということになります。

次のオーストラリアにつきましても、手続の明確化とともに、弁護士懲戒制度の明確化・強化、法曹倫理教育の強化が言われています。

あとは今、申し上げたことと大体同様で、中立な第三者による内容の確認、それに違反したときの罰則の強化というところが主要な内容だと思います。

以上がこちらの報告書であります。

私の意見書につきましても、今日は資料に出ていませんが、幾つかの論文を付けさせていただいて、委員の先生方に基本的な理解をしていただく上で、それを導入する必要があるか、必要があるとしてどういう制度にするかというところを御理解いただきたいと思った次第です。

これは私がまとめたものですが、もともとここでも話が出ていましたJASRACの件で、この点について、本体の訴訟ではないのですけれども、証拠開示の関係で弁護団が関連の訴訟で提出した主張を私のほうで敷衍したものです。

中身については、お出しした資料とか、また、米国の大変有名なハザード教授という民事訴訟の教授からも意見書、御示唆をいただいて書いています。主にアメリカの制度を中心として、そして、日本の憲法論を書かせていただいて、中身についてはこれまでお話ししたのと同様なのですけれども、日本でも憲法第31条によって保護されるのではないか、ないしはその趣旨に従って判断されるべきではないかということなのです。

刑事手続で述べていく憲法の手続の中でも、川崎民商のように行政手続にも類推して適用してよいのではないかということから、全体の憲法の趣旨から弁護士・依頼者間秘匿特権も守られるべきではないかということを書いてあります。

中身につきましても、それぞれ具体的に書かせていただきましたが、3ページの「(3) 弁護士依頼者間秘匿特権の目的」でありますけれども、今まで榊原委員からもお話があったとおり、弁護士・依頼者間のコミュニケーションが保護されるべきということが弁護士という職業の存在価値にも関係しているということで、弁護士に依頼者が相談した内容、これは真実を語りの確な助言を求めることで正しいコンプライアンス、ないしは正しい防御権の保護というものが守られるのであって、そういった制度を保障することが法の支配、近代民主主義の根本ではないかということはこの国でも言われているし、日本でも同じように扱われているのではないかと思います。

次のページの米国の最高裁判事のレンキスト裁判官も「弁護士が依頼者からすべての事柄を告げられていることに依拠する健全な法的助言又は主張が、公共目的に役立つことを認識している」ということであります。

中身につきましても、何度も言いますが、榊原委員の分析、日弁連の意見書のほうによらせていただきたいと思います。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました事務局作成資料と委員の提出資料を参考にいただき、

議論に入りたいと存じます。

御意見のある方は、どなたからでもどうぞ。

青柳委員、どうぞ。

○青柳委員 青柳でございます。

弁護士・依頼者間秘匿特権を考えるについては、我が国においては秘匿特権が全体として公益につながるものだとか、そういうことを認めることが社会をよくするのだという考え方、あるいはそれを受容する文化がこれまで存在しなかったということを一応前提にしておかなければいけないのではないかという気がいたします。

秘匿特権を公益につながるものとして受容する文化がない我が国において、国民的議論のないまま秘匿特権を認めた場合、調査に協力するインセンティブが低いこと、あるいは秘匿特権の範囲が必ずしも明確でないということと相まって、違反行為の事実を隠す方向へそれが濫用されるおそれが結構大きいのではないかと考えます。

実態解明機能に対する阻害要因になるということも考慮してもなお、防御権の保障という観点から秘匿特権を認めるべき必要性が高いのかどうかということが問題になりますが、私はそれほど必要性は高くないのではないかと考えています。

一つは、コンプライアンスの向上ということが言われます。しかし、我が国においては秘匿特権が認められておらず、依頼者と弁護士との間でもそのことを前提に信頼関係が築かれるという実情にあるのですから、秘匿特権が認められていないことで、弁護士が会社の従業員等から任意の協力を求めにくいという事情は余りないのではないだろうか。従業員等が社内調査に非協力ということがあるとすれば、それは、むしろ会社から処分を受けるおそれがあるということに原因があるのではないかという気がします。

もう一つ、攻撃防御という観点から秘匿特権を認めるべきかどうかということが問題になります。確かに、企業が弁護士に相談した内容を記載した文書のうち、訴訟準備のための文書、訴訟への対応、あるいは訴訟への考え方を記載したものは保護されているのかもしれませんが、違反行為の事実に関するやり取りは、攻撃防御という観点からは必ずしも保護する必要があるものではないのではないかという気がいたします。

放棄の回避という観点でございますが、海外で放棄されたとみなされないようにしたいということなのでしょうけれども、当局の命令に基づく提出というものは放棄に当たらないという裁判所の判断もあるようであり、そのような解釈が一般化すれば、この問題は解消されます。また、仮に放棄とみなされ、米国等でその証拠により違反行為の認定がなされるとしても、それはやむを得ないことであり、放棄とみなされることにより日本の企業等がそれ以外に具体的にどのような不利益を受けるのか、そこがもう一つはっきりしないように思われます。

繰り返し申し上げていることですが、私は、秘匿特権は様々な法分野でこれを認めるかどうかを検討すべき課題であり、独禁法の分野だけで導入の可否を議論するのは適切ではないのではないかと、独禁法の分野で他に先んじて秘匿特権を導入すべき必要性もそれほど

高くないのではないかと考えています。

以上が私の意見でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

中川委員、どうぞ。

○中川委員 議論の順番が重要だと思います。支障があるから導入するのはやめようというのはかなり逆転した議論で、そもそもなぜ必要なのか、秘匿特権自体にどういう存在意義があるのかというのが、まず、そもそも論として一番最初になければいけない、それに存在意義があるのであれば、次に、大体どのような制度もほかの制度とバッティングすることが多いわけですので、支障があり得る。そこで支障を小さくするために、お互いにどこまで譲るか、それは2番目の議論として支障をどこまでかということを経験すればいいと思います。

まず、そもそもなぜ秘匿特権が必要なのかということ、日本はディスカバリーがありませんから、余り裁判というのを前面に出してもしょうがないのかもしれませんが、裁判とか、あるいは行政調査権限で真実を発見するという制度が一方にある。

他方で、それとは違うものとして独立した弁護士制度がある。弁護士に相談をして必要な意見をもらうためには、やはり率直に相談しなければいけない。相談した内容がどこからともなく国家に漏れてしまうのであったら、そんな怖いことはできないではないかということで、弁護士制度の存在意義がなくなる。

弁護士制度と、公取委の調査権限のそれぞれに存在意義はある。しかし、それは常に両立するものではありませんから、どのように制度間調整をしましょうかという話になるのだと思うのです。

弁護士制度と公取委の調査権限を同じレベルで比べるのはおかしいのではないかという感覚をお持ちかもしれません。しかし、これはよくある話で、現在、私は消費者庁のいわゆる消費者事故調の委員をやっているのですが、それを設立するときの議論に、秘匿特権と似た話がありました。

設立時の検討会も宇賀先生が座長でいらっしゃいましたけれども、まず、警察の捜査は真実発見ですね。刑法の観点からの警察としての真実の発見をする。

他方で、事故調のほうは、再発防止という観点からやはり情報が欲しいわけです。事故調としては、事故の関係者に率直に語ってほしい。なのだけれども、関係者は下手に事故調に語ると、それが原因で自分が警察の捜査対象になるのではないかとか、あるいは自分が何らかの法的責任を負わされるのではないかとということで、事故調に対して非常に重要な情報をしゃべってくれないのではないかとということで、その2つをどう調整するかということが大変な議論になりました。

結果的にはなかなかうまくその基準が作れなかったのですが、ただ、お互いに必要な制度であるということで、そこは運用で適宜やっていきましょうという結論になりました。

両者間の覚書で今のところはやっています。これが正に、秘匿特権と行政調査権限の場面とよく似ていて、それぞれ違った目的で制度が存在しているのだけれども、それぞれを生かそうとするとお互いに矛盾するといいますか、お互いの要求が貫徹できないところがあるので、制度と制度の間を調整するということなのだと思います。

弁護士はかつてあった代言人などではなく、あくまで独立した弁護士なのだというのであれば、弁護士が十分に仕事ができるという状況を作らなければいけないということ自体は価値のあることではないかと思います。

ですから、秘匿特権的なものは、抽象論としては存在して当然なのだろうと私は思います。

問題は、それを言えば言うほどどんどん真実発見のほうに引っ込んでいきますので、どこで線を引くか。そのあたりで、榊原委員がおっしゃったような、ここまでは×、ここまでは○というような議論をしていくのだと思います。しかし、真実発見が多少でも犠牲になるから、およそ秘匿特権の導入はまかりならんというような議論の仕方は逆転していて、全くおかしいのではないかと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、川出委員、どうぞ。

○川出委員 議論の枠組みとしては、ただいま中川委員がおっしゃったことに賛成です。その上で、まずは、なぜ秘匿特権が必要なのかという点なのですが、事務局から配布していただいた資料の「趣旨・目的・意図」のところでは、3つの点が挙がっています。このうち、最初と2番目は、別々のものというよりは、弁護士が社内調査において正確な情報を把握することにより、その結果としてコンプライアンスが高められるという関係にあると思います。もし並べるとすれば、むしろ、2番目のコンプライアンスを高めるということと、先ほど矢吹委員のお話の中で出てきましたように防御の観点から、弁護士が正確な情報を得ることが必要だということになるかと思います。それらに加えて、3つ目の秘匿特権を放棄したとみなされることを回避するということが、意図・目的ということになります。

その上で、この懇談会の主たるミッションの一つは、調査手続における防御権の保障ということにあるわけですから、今申し上げた3点のうち、その部分をまず考えたほうがいいのではないかと思います。つまり、個別の事件で事業者の防御権があり、その防御権のうちの弁護士の援助を受ける権利に由来するものとして、弁護士と依頼人とのやり取りが秘密にされることの保障というのが導き出せるのではないかと思います。

この点は、これまで何度も指摘がなされているところですが、調査を行う公取委に対して弁護士と依頼者である事業者との間のやり取りが明らかになってしまい、それが事業者にとって不利な証拠として使われるということになりますと、萎縮効果が働き、十分な相談と助言ができないということになりかねません。そういった意味で、理屈の上では、弁護士の援助を受ける権利から、秘匿特権を導き出すことができるだろうと思います。

このような考え方は、これまでも指摘がなされていますように、刑事手続であれば、被疑者・被告人と弁護人との接見交通権が立会人なしに行うことが保障されていることの中に現れています。確かに、接見交通権は身柄拘束がなされている場合の権利ではあるのですが、それは、身柄拘束されていない場合には、被疑者・被告人と弁護人が自由かつ秘密にやり取りができるのは当然なので、あえて条文には書いていないだけのことで、秘密交通権が身柄拘束されている場合にのみ保障されているものではありません。

このように、秘匿特権というのが、弁護士の援助を受ける権利から導き得るとして、次の問題は、それが日本の憲法で保障されたものといえるかです。仮にそういえるのであれば、立法をするまでもなく、その保障範囲に入るものは、公取委が提出を命じることはできませんので、あとはどこまでが保障されるかだけの議論をすればよいことになります。

この点については、矢吹委員御提出の書面において詳細な主張がなされていますけれども、先ほどの秘匿特権の根拠からすれば、秘匿特権が憲法上保障されていると言えるためには、公取委が行う調査手続における弁護士の選任権が、そもそも憲法上保障されたものだということが前提となります。

ここは議論があり得るところだと思いますが、刑事手続においても、憲法上、弁護人選任権が保障されているのは、憲法第37条第3項で被告人一般、それから、憲法第34条前段で身柄が拘束されている被疑者・被告人として、被疑者一般についての弁護人選任権は保障されていません。そして、被疑者の弁護人選任権が憲法第31条から導かれるとも考えられていません。憲法論としては、そういう前提で、公取委の調査における弁護士の選任権が憲法上の保障なのかということをもまず議論する必要があるかなと思います。

その上で、仮にそれが憲法上の保障でないとすると、法律のレベルでの弁護士の選任権を前提として、そこから導き出される秘匿特権という話になりますので、それを認めるかどうかは政策論の問題になってきます。そうしますと、先ほど中川委員がおっしゃったように、それを認める必要性がどの程度あるのかということと、それを認めることによっていかなる弊害がどの程度生じるか、具体的には、公取委による事実解明がどの程度困難になるかというところのバランスを考えて、それを導入するかどうかを決めるべき話になってくるのだらうと思います。

そこで、事実解明に対する影響ということなのですが、秘匿特権を認めた場合、その趣旨が、事業者側の相談とそれに対する弁護士の回答という形のコミュニケーションを保護するということであるとすれば、対象となる書面というのはかなり広がるだろうと思います。例えば、弁護士さんに出てもらって社内会議をしたという場合、その場で会社側から弁護士さんに話をして意見を言ってもらうわけですから、そこでのやり取りを記録した書面は当然入ってくるでしょうし、先ほど出てきた社内調査でのヒアリングなども、最終的に弁護士さんに相談するという目的で行われるのなら、ヒアリング結果を記載した書面は、やはり対象になると思います。

そうしますと、秘匿特権の対象となる書面の中の違反に関係する事実が記載された部分、

例えば、先ほどの例で、弁護士さんが出席している会議において、会社側の人間が違反に関係する事実を報告し、それを受けて弁護士さんが回答したという場合、その報告された事実の記載部分も証拠として使えなくなるということになります。このことが、どの程度公取委の調査に対して影響を及ぼすのかということが問題で、先ほど榊原委員から御指摘があったように、客観的な事実はほかの証拠で証明できるのであって、秘匿特権の対象となる書面の記載部分を客観的な事実を証明するために使う必要はないのだということであれば、確かに弊害は生じないということになります。そうではなく、秘匿特権の対象となるような書面によって客観的な事実を証明する必要性もあるのだということであれば、事実解明が困難になるという弊害が生じますので、その点は実態としてどうなのかということ、機会があれば公取委のほうから説明していただければと思います。

それから、事務局配布資料のうちの「秘匿特権を主張できる通信の時期」についてですが、秘匿特権の意図・目的を防御権の保障という観点から考えますと、立入調査が行われたことまで要求するかどうかはともかくとして、少なくとも、特定の事件について防御をするという目的で行われた相談と回答が対象になるはずだと思います。

次に、意図・目的として挙げられているもう一つの、コンプライアンスの促進ということなのですが、これについては、秘匿特権の保障がそのような効果を持ち得るということは分かります。ただ、企業がそれまで違反行為をしていたところ、弁護士さんに相談し、その助言に従ってそれをやめ、コンプライアンス体制を整備するということになることはそれでよいとしても、そこで終わってしまえば、結果的に違反をしていたことは表に出てこないということになります。そうすると、例えば、カルテルが行われていたとして、それに参加していた他の企業は違反行為をそのまま続けることにならないのかという問題がありますし、また、当該企業は課徴金は課されないということになるわけで、こうした点と、コンプライアンスの促進ということのバランスをどう取るべきなのかということも考えるべきではないかと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、大沢委員の後でよろしいですか、矢吹委員。

○大沢委員 弁護士・依頼者間秘匿特権について、いろいろと資料を作っていただいてありがとうございます。素人なものですから、海外はこうなっているのかということで非常に勉強になりました。いろいろとやっていただいて、弁護士の方、事務局の方、ありがとうございます。この場を借りてお礼を言いたいと思います。

今、青柳先生がおっしゃったように、海外ではこういったものが公共の利益を促すということで広く受け入れられているということであるのですが、日本ではそういったものが法律でないわけなので、法律の全般にこれを入れる議論をするというのだったら、まだ素人としては分かりやすいのですけれども、これを独禁法の世界の範囲でのみ導入することになるのであれば、それを議論するのであれば、やはりその理由は私たち一般の国民から見て理解できるものでなければいけないのではないかと思うわけです。

先ほどいろいろ必要性のところが出ていますが、まず、コンプライアンスというところなのですけれども、コンプライアンスを高めるという主張については、非常に私たちとしては理解しやすい部分なのですが、不正を行う前に弁護士さんに御相談をして不正を思いとどまるということであれば割と理解しやすいのですけれども、実際に不正に手を染めてしまった後で、社内調査で実態が分かったというようなときにということであれば、その後どうするかといえば、当局に申告して、当局の調査に協力して、そういった不正のうみを出し切って再発防止につなげていくというのが本来の採るべき行動なのかなと私などは思うので、そうすると、社内調査でいろいろ調べたことを当局に対して秘密にしたいということはどうしてなのかなというのが、そこがちょっと私から見ると理解しづらいところでもあります。

防御権の確保ということであれば、確かに他社にリニエンシーで先を越されてしまって、立入調査を受けてしまった。そういった場合に、その後、いろいろ調査するときに秘匿特権が欲しいということは、そういったことになれば、もはやそれはコンプライアンスの向上ではなくて防御権の確保ということだと思いますのですけれども、確かにそういったことでカルテルが認定されれば行政処分を食らうことになるし、もしかしたら株主代表訴訟で訴えられるかもしれないということなので、企業の特に経営者にとって、そういったものでできるだけ相談内容は秘密にしておきたいということで、あわよくば認定を免れるか、課徴金も少なくしたいというお気持ちというか、そうしたいということは非常によく心情としては分かるわけです。

ただ、その結果、先ほどから何度も出ているように、真相解明機能にそれでマイナスが出てしまうということになってしまうと、そうすると、前にもちょっと申し上げたのですが、談合やカルテルの被害者というのは、直接的には消費者とか国民一般だと思うのですが、そういった一般の国民の方に理解が得られるのかなというところが私はちょっと疑問なところです。

ですから、不適切な当局の調査が実際にあったとして、それに対する防御をしっかりしていくということは私は大切だと思うのですけれども、それで真相解明機能が犠牲になるということが果たして理解が得られるのかということが私はちょっと疑問ではないかと思っています。

それから、海外で秘匿特権の放棄とみなされてしまうということで、海外で証拠に使われてしまったりとか、開示対象というのですか、そういうものになってしまうということで、それを御懸念されるということも、企業側の立場からすればよく分かるころなのですけれども、ただ、私なんかの立場から見ると、そもそも国際カルテルなどというものをやらなければいいわけであって、違法行為をしてしまった場合の防御権を確保するために、では、日本でもこういう権利を入れてくださいというのが果たして理解が得られるかなというのが率直な意見です。

あと、これはもう全くの私の杞憂かもしれないのですが、これはちょっと議論とは少し

離れるかもしれませんが、こういった秘匿特権というものが新たに法律で明示されていくようなことになると、今まで企業などが社内調査をして公表していくことまで狭まっていくことにならないかなという懸念を持つわけです。

ですから、例えば、報道の立場からいうと、そういった企業の社内調査の結果を取材したときに、要するに、これは弁護士との依頼の関係になる可能性があるからということでしゃべれませんか、そういった取材を拒否するようなことの口実に使われることがないかどうか。ちょっと例は違うかもしれませんが、個人情報保護法が施行されて、その後、非常に匿名発表というのが増えたということもあって、そういったことを見て、これが杞憂で終わればいいのですけれども、そういったことにつながらないかなというところがちょっと懸念するところなので、一言申し上げます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

矢吹委員、どうぞ。

○矢吹委員 2回目で済みません。簡単に今まで出たところを私なりにちょっとお話ししたいのですが、まず、私の憲法論はあくまで憲法論でありまして、ここではそれは捨象して、通常ここで制度として導入する賛否を検討していただければよいのではないかと思います。

真実発見が阻害されるという対立軸で考えるという考え方もある面ではあるのですけれども、実は現場では真実発見に非常に貢献する役回りもあります。つまり、弁護士に多くを語り、例えば、弁護士はリニエンシーを申請することで事実を当局のほうに述べる。そして、当局のほうがもっとここを調べてこいと言ったときに、依頼者に聞いてその結果を踏まえて当局に報告をするといったことは、弁護士と依頼者の信頼関係があつてこそです。あなたの権利はこういうふうには保護されているのだから真実を述べてくださいと、あなたの利益のために真実を語るが一番大切なのだと行って説得をし、述べてもらうという機能が、もうこれは独禁法の実務では通例です。

EUの方に話をすると、日本は真実を言いたくない人から真実を発見するための制度をいろいろ作るけれども、EUは喜んで報告するための制度を作って、いかに弁護士を使って真実を持ってこさせるかということに腐心しているのだという返事でした。これはもうアメリカも、他の先進国の法制度を見ても、いかに弁護士を使って事実を報告させるかということが独禁法の実務では一般的だと思います。もちろん濫用する場合には、皆さんの御懸念になるような事態が生じる可能性があります、これはそれをいかに防ぐかという制度構築の問題ではないかと思います。

事実の部分ですけれども、事実を隠すということは、同じ事実であっても、弁護士とのコミュニケーションの中で弁護士に言った事実は、これは弁護士に言った事実だということと言わないということであつて、例えば、先ほど申し上げたように、同じ事実を公取委から聞かれたときに、それは弁護士さんに言った事実なので言えませんが言えませんが、もちろんその証拠となるようなファックスとかドキュメントを隠すこともできませんし、

あくまで弁護士に言ったときの事実の報告が対象になるだけであって、同じ事実が全部隠されるといふことであれば、これは違うのではないかと思います。

事件になった後かどうかというのは、確かEUでは事件性があつた後に保護されるということですがけれども、これは実際に違反行為がある前ですので、弁護士がいろいろ社内調査をして、例えば、先ほど例で挙げられたカルテル行為が見つければ、通常の弁護士であれば、それが発見されていなければ、リニエンシーを申請すればゼロになるということ申請し、通常の会社であればその方向に行くのであって、そういったコミュニケーションは、あくまで弁護士に真実を語ったほうがよいと、それは秘密に保護されるという信頼関係があつて初めて述べていただくという環境にあります。

また、カルテルのような明白な違反でなくとも非常に微妙なケースは、これを弁護士に言ったほうがいいのか、言わないほうがいいのかという心理状態の中で、そのコミュニケーションは保護されるということ初めて問題点、事実を開示されるのであって、それに基づいて弁護士がそれをやめる方向、ないしは違反であれば、カルテルであればリニエンシーを申請するなり、適切な遵法の方向に持っていくためのものであって、私としては、事件になる前であってもやはり必要性はあるのではないかと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

泉水委員、どうぞ。

○泉水委員 ありがとうございます。

言おうと思つたところは大部分既に言われているのですが、まず、憲法問題については、当然、矢吹委員はよく御存じの上でおっしゃっていると思いますし、多くの方は御存じでしょうが、一応、確認のために申し上げますと、先ほど出てきたJASRAC事件に関して2つの判決が出ているわけです。その中でこの問題が取り上げられていて、平成25年1月31日の東京地裁判決と平成25年9月12日の東京高裁判決の2つがあつて、正に矢吹委員がおっしゃつたような主張がされていて、いずれもほぼ同じことを言っていますが、例えば控訴審の東京高裁は、憲法のそれぞれの条項が定める一般的な保障や権利利益等の保護を超えて、特に弁護士と依頼者との間のコミュニケーションを特別に具体的な権利ないし利益として保護していると解することはできないという判示をしていますので、一応、当然のことですがけれども、この2つの判決があるということを確認しておきたいと思つています。

ただし、控訴前の東京地裁判決では、その上で立法の問題は別だということ、正にこの懇談会のようなところで議論されるのだから、それに任せましょうという判示をしていますので、この場合はそういう場であつて、憲法上の権利かどうかとは別に我が国の法制度をどうするかという議論になつて、もちろんこれら東京高裁等の判決が絶対ではありませんけれども、そういうのが全体の流れではないかと思つております。

では、どうするかですがけれども、これについては確かに利点はありますし、他方では弊害もありますということ、利点と弊害を見ながらどう検討するかということになるのだろうと思つています。

ただ、一点申し上げますと、既に何度も言っているので申し訳ないのですが、我が国の特徴としては、調査に協力するインセンティブ、協力しないディスインセンティブが欧米とは違って弱い、あるいはないものですから、そうすると、弁護士秘匿特権というのは弊害の面がちょっと強くなって来るだろうと思いますので、やはり協力のインセンティブ、あるいは非協力のディスインセンティブの関係で利点と弊害を考慮することが非常に重要ではないかと思えます。これは次回の議論かと思えますけれども、このような議論も踏まえて制度を考えていったほうがいいのではないかなと思っております。

では、どういう制度を作るかについては、日本では、裁判所に任せましょうというわけにはいきませんので、立法するとするならば、具体的に対象はどういうものかとか、あるいは時期は立入検査後なのかそれ以前も含むのかとか、あるいは社外弁護士に限定するのか社内弁護士も対象かといった点を具体的に検討しないといけないわけです。裁判所に任せるといってはいかない。それらについて全部具体的に検討しなくてはならないと思えます。

それは大変なのですが、一点ここで確認したいのは、少なくとも対象については、弁護士によるヒアリングメモとかアンケートの調査結果、あるいは内部調査の最終報告書といったもの、これらが対象になるのかどうか一つ気になるところです。

とりわけ榊原委員の資料の13ページのところを見てみますと、弁護士の法的助言を得る目的、弁護士や弁護士監修の社員による作成を例外として書いているわけですが、例えば、目的というのは複数あり得ますので、社内調査したのだけれども、社内調査の一つの目的としては弁護士に相談する、助言を求めるという理由があるけれども、主たる目的ではないというような場合はどうなのだろうか。

ここでもやはり弁護士に相談する、助言を求めるといのが一つの目的ではあるので、秘匿特権の対象になるのだろうかとか、あるいは弁護士が一メンバーとして加わった調査があって、その結果の最終報告書というのも対象になるのだろうか。弁護士が主任として調査をしたら対象なのだろうか。主任ではないけれども、一人として加わる社内調査はよくあると思うのですよね。この種の報告書というのも対象になるのだろうか。そのあたりが文書を見させていただいて非常に気になったところです。

この点については、やはりどう書くかというお話になりますので、これは榊原委員、矢吹委員から教えていただければいいのですが、例えば、一番狭いものとしては、これは榊原委員の何ページか忘れましたが、ちょっと前のところにあるのですが、企業から弁護士への相談事項の内容、弁護士から企業への相談事項の回答ですね。相談事項の内容と相談事項の回答というのが一番赤い線がありますよね。例えばなので、この2点に限って秘匿特権の対象にするという制度設計というのは、ありとを考えておられるのでしょうかということを確認してみたいと思います。

以上です。

○宇賀座長 それでは、今、御質問が出たので、お答えいただけますか。

○榊原委員 私の意見というか、経済界の意見としては、もちろん広く取れたほうがいいのは当然なのですが、インフォメーションというか、事実が入ってきてしまうと立証に必要性が高いのではないかと、やはり皆様の御懸念は、何でもかんでも弁護士を入れておけばいいのではないかと、弁護士を呼んで社内調査をすればいいかと、そういうことを私自身はしないですけれども、100人いれば1人、2人はする人もいるだろうということなのだろうと思うのです。

ですから、やはり双方向ですね。コミュニケーションですから、相談をする、質問をする。それについて回答するというものが、多分、対象とすべきだという基本。今、先生が限定的だとおっしゃったのですけれども、そこが基本で、外縁部分でやはりそのために必要で求められて作ったものだったりとか、そのためにサマリーで作ったものなどは、やはりコミュニケーションの一部というのが妥当だろうと思いますし、それに関係なくでも、割と今は社内調査などで日頃からやる企業が多いので、先ほど川出先生の御意見でもありましたけれども、そういうものは必要なのではないかと、皆さんがそういう御意見であれば仕方がないかなということだろうなと思っています。

○宇賀座長 矢吹委員から何か補足はございますか。

○矢吹委員 私も同意見です。あくまで弁護士の法的意見を求めるというのが前提ですので、法的意見を求めるために弁護士に開示をした事実及ぶということで、基本的にはそこに限定されるわけですが、今、榊原委員がおっしゃったように、もう少しこの事実を調べてきてほしいということで弁護士から依頼指示があって、その他の人が聞き取ってそれを持ってくるということについては、その関連性の強さ、弱さの問題だと思っていますので、これは制度設計の中でお考えいただければと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、追加で何かありますか。

○榊原委員 済みません。先ほど言えばよかったのですけれども、先ほどから調査開始前だとか後だとか、あと、社内で調査をしたら何も不正が出てこなかったとか、ちょっと何か危ないかなと、ただ、まだ不正には至っていないので気を付けましょうねということでアドバイスをして不正な行為に至らないという意味では意味があるのだけれども、悪いことをしていたら、そこは表に出てこないといけないではないかと、課徴金を課さないといけないではないかという御指摘があって、実際、企業の実務とか、ふだんどうかということをちょっと御説明したほうがいいのかと思ったので、補足をさせていただきます。

米国では、潜在的な訴訟に備えて作成されたものであれば、別に弁護士に相談前に作成された文書でも対象だという判例があるようですけれども、それと同じで、全ての件が潜在的な訴訟になり得るから、そういう調査をしているということなのです。だから、ぶち切ることができるのかなと、ビフォーアフターみたいに切って考えることができるのかなというのが一つ。

白かグレーか黒かというときに、黒だと思えばリネンシーをしたほうがいだろうと

いうことで弁護士が指導すると思うのですけれども、非常に迷う場合には更に調査、更に調査、どちらだろうかと迷う場合もあると思うのです。これは経済法で非常に市場動向とかによっても違法かどうか分かるような、独禁法というのはそういう事件が結構あると思うのですけれども、そんな中で、課徴金を課さないとコンプライアンスは意味がないということではないと思うのです。世の中全体、できるだけコンプライアンスをやって、やらない方向に、やらない方向にしようと、弁護士会の方もたくさんそうおっしゃっている中で、そこは推奨していくという立場に皆さんも立っていただきたいなと思いました。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、河野委員、どうぞ。

○河野委員 ありがとうございます。

今、論点がいろいろ出されていますけれども、私もまず最初に感じたところを申し上げたいと思います。

おおよそお伝えしたいことは、一番最初に青柳委員がおっしゃったことと私の主張はほぼ似ております。

先ほどから「企業のコンプライアンス」という言葉が出ております。公正取引委員会の執行力の強化が、ここ数年、徐々に高まってきました。その代わりに防御権と言われていきます。

なぜ公正取引委員会の執行力が強化されたのでしょうか。コンプライアンスが実行されていないからではないでしょうか。私はそう受け止めます。企業のコンプライアンスが働かないという、それと同義ではないかと感じています。まず、それを最初に申し上げておきたい。

今回、ここで秘匿特権ということが検討されています。私も大沢委員と同様というか、大沢委員よりもはるかに知識がない一般の消費者でございますから、様々出していただきました資料を拝見させていただきました。

法的な解釈、つまり法律上の権利というのは、それはそれでしっかりとあるものと理解しましたが、ただ、やはり今の日本において、この秘匿特権というのを独占禁止法の防御権という一つの論点としてここだけで議論すべきものなのかというところが、まず考えるところでございます。

やはりその根拠ということを考えますと、アメリカやEUとは法制度も異なりますし、今回の資料に丁寧に書いていただきました。また、秘匿特権というのは、もう本当にそれぞれの法文化の下長い年月をかけて形成されてきた権利で、競争法以外の分野でも認められている権利だと思っています。

つまり、仮に秘匿特権を議論するのであれば、先ほども申し上げたように、独占禁止法だけというところで考えるのではなく、特に私のような理解が及ばない人間がいるところでこの法律用語とそれがもたらす効果を考えるのではなく、もう少し法制度全体でまず議論していただきたいというのがお願いでございます。

刑事訴訟法とか民事訴訟法とか、ほかの法令でも、秘匿特権というのは、今、日本では認められないと聞いています。確かに今回、根拠のところに出していただきました資料のところにそれも書いてあります。

導入の意図・目的のところ、グローバル化が進む中で国際的な案件が増加していると書いてございますけれども、グローバルな案件が増加しているのは何もこの独占禁止法の分野だけではない。知的財産権とか、その他様々なところでもあると思います。ですから、ここだけでこのことを議論することが果たして私たち国民の利益に通じるのかというところは、一つ疑問に思うところです。

何度もここで私は申し上げています。独占禁止法というのは、公正取引委員会の調査というのは、違反行為に関わる事実を明白にして、競争を促し、将来に向けて改めて市場の秩序を回復するという、そのために公正取引委員会さんは独占禁止法を執行されていると思っています。

そのことを考えますと、榊原委員が提出していただきました今回の資料の14ページの時期とか、どういうものが対象になるか対象外かの表なのですが、そもそも具体的な内容を検討する前に「違法行為当時」とここに書かれている。つまり、違法なことがあったという大前提で、防御といいましょうか、企業側にある種の権利を認めるということに関して言いますと、先ほど一番不利益を被るのは私たち消費者であるということを考えれば、この秘匿特権というものの必要性ということに関して非常に疑問を持っています。それが全体のところでお伝えしたいことです。

済みません。ちょっと長くなりますけれども、あと意図・目的に書かれている部分でちょっとお話をさせてください。申し訳ございません。

今日の資料の1番のところの最初に、つまり必要かどうかというところなのですが、3点書かれていますが、それは私自身も上の2点はほぼ同じ内容を示していて、下の1点、海外のことはまた一つ別だろう。2点に分けて私の思ったところをお伝えしたいと思います。

順序が逆になりますが、国際カルテル事案において、日本では秘匿特権がないことで海外で放棄とみなされるという点に関してなのですけれども、もし仮に放棄したことになったとしても、例えばアメリカの事例だとすれば、アメリカでもその証拠を用いて違反が認定され、アメリカには反トラスト法といいましょうか、三倍訴訟というのがあると聞きましたが、そういったものに使われるかもしれないと考えている企業の皆さんの懸念というのは、そもそも保護に値する正当な懸念ではないと考えます。アメリカでも違反となるような国際カルテル等を行ったら、当然、アメリカの市場とアメリカの消費者の人に不利益を与えたわけですから、アメリカでも違反認定されて、アメリカの被害者に損害を賠償するというのは当然だと思っています。

上のところに書かれているコンプライアンスの向上の観点について意見を申し上げます。企業側の主張では、秘匿特権がないので弁護士さんに相談した結果を公正取引委員会さ

んの様々な調査のときに使われてしまうというおそれがあるので、それは企業のコンプライアンスが進まないというお話をされています。でも、現状では弁護士さんと相談してリニエンシー申請とかをやられていますし、秘匿特権がないからといってコンプライアンスの支障になっているという主張は説得力がないと私は思っています。

また、従業員さんの気持ちになれば、社内処分が怖い。私がもし従業員だったら、自分の身の上で起こることで社内処分が一番怖いと感じます。当然、公正取引委員会さんの供述聴取で萎縮してしまうこともあるかもしれませんが、たとえ秘匿特権によって社内調査に協力しやすくなるとしても、やはりそこには何らかの本当にコンプライアンスに通じる正当な道筋が開かれるかという、そこは疑問に思うところでもあります。

ですから、今回の秘匿特権を検討するに当たって、意図・目的と書かれているこの2点に関して言えば、特に大きな論点にはならず、もっと違う方法でやはり考えていくべきなのだと私は思っています。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、今井委員、どうぞ。

○今井委員 ありがとうございます。

もう既に多くの委員が御指摘されたことですのでけれども、改めて申し上げますと、まず、弁護士・依頼者間秘匿特権を考える際の前提として、この権利というものは、青柳委員もおっしゃったように、いろいろな法圏において文化的に時間がかかってできてきたものであって、所与の前提としてこういう権利があるというものではないということを確認したいと思います。

仮に最大公約数としてこういう権利があると言われた場合に、では、それをどう根拠づけるかということが資料1の最初のところに挙がっているわけですが、私もこのコンプライアンスというものをに入れていくのは大変曖昧な議論であって、前回も申し上げましたけれども、既に違反行為をしてそれを自認している事業者にとって、当該行為との関係でコンプライアンスを高めることは論理的にあり得ないのであって、将来の同種の違反行為を予防するというのであれば考えられますが、その点では防御の必要性が全く問題となりません。それは、経営論として考えるべき事項であって、ここで考えることではないと思います。

したがって、仮にこういう権利を総論として認めるとしても、その隣のEUで挙がっているように、調査対象となった事業者における防御権ということから根拠づけるというのが法律論の前提だろうと思います。

矢吹委員からも御説明がありましたけれども、その上で、アメリカではより広範な公共の利益の促進ということで、法の支配でありますとか、あるいは同じような概念をいろいろ使われているのですが、御参考までに申し上げますと、こういう議論はEU諸国では大変批判を受けているものでして、法の支配に資するというのはいっ放しの議論であって、何ら経験論的に実証されていないという話が強くて、私も共感するところでもあります。

ですから、法律論として取り上げていくのであれば、あくまで今回の懇談会の趣旨に即しまして、事業者の防御において必要なものかどうかという観点で考えるべきだろうと思います。

その上で、これも既に青柳委員や大沢委員等もおっしゃっていたと思いますけれども、総論として、あまねく法領域において、弁護士秘匿特権なるものを考えるのはこの懇談会の使命ではないでしょうから、独禁法違反が問題となる領域に限定すべきだと思います。

そこで、少し考えてみようかということで、今日、榊原委員からも大変貴重な資料が出ているわけですが、私も先ほど泉水委員がおっしゃったことと同じ疑問を持っておりました。

13ページの黄色の部分であります。原則としてこういうものは対象外であるけれども、例外的にというお話が繰り返されていたと思います。しかし、弁護士・依頼者間秘匿特権というものをアメリカ法的に考えますと、それはいろいろな訴訟リスク、広い意味での訴訟、法的リスクを考えて弁護士とコミュニケーションしたということ自体が保護されるわけですから、やはり弁護士と話したという事実があれば、必ず事業者等はこの特権の範囲だと主張されるのではないかと思います。

ヨーロッパのことしか実情は存じませんが、現にそういったこと、弁護士秘匿特権の濫用的な主張という事態は発生していて、いわば仮処分のような主張がなされるわけです。これは特権の対象だから保護されるべきであって、したがって、コミュニケーションの中に含まれている事実も、当然、そこからは出てこないという主張がなされています。恐らくそれは日本でも出てくる主張ではないかと思います。

権利を認めた場合にはそこまで行かざるを得なくて、例外的な歯止めはないと思うのですが、それは一つの筋の通った議論なのですから、今回、私たちがここで付託されているのは、現状の公取委による真実解明機能を損なわない限りでという当然の前提が付いていると思います。公取委による真実解明機能を阻害せず、ということです。しかし、これは大変難しい問題で、当然ながら、密室において、かつ、担当者も何十年にわたって変わって行って、あうんの呼吸で違反行為を繰り返している事業者の間に入って行って真実を解明しないといけないという要請を守りつつ、どう事業者の防御権を実質化していくかということでもありますから、各論において検討するにしても、例外扱いされる、つまり例外的主張が事実上、大幅に認められる論理構成は、違うのではないかなという感想を持ちました。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、及川委員、どうぞ。

○及川委員 この弁護士・依頼者間秘匿特権で弁護士と依頼者との相談ということですが、一つは、事業者と弁護士とのやり取りということで、資料1に括弧内で表題で書いていますが、依頼者の中には従業員もいる。複雑な会社の中での従業員の立場について、弁護士

に十分な相談を受けたいという大変強いニーズもあると思います。

また、私どもの関係ですと、先般、御紹介しましたが、梅の栽培の方、農業の方で、それも中国との価格競争の中でグローバル競争をしている。狭い地域の中で梅の加工という生業をやっていますけれども、グローバルに闘っているという中で、やはりグローバルスタンダードの位置づけと、和歌山の地域という狭い地域で、なおかつ、農業でいろいろな家族、近隣関係がある中で、弁護士という専門家に十分な御相談をしたい。そのときにそれが守られていないということは、従業員、個人事業者に対して大変なハンデになっていると思います。

私どもは、これは大変ニーズがある制度なので、ほかの法律がないからということもあるかもしれませんが、むしろ積極的に今回の懇談会がリードして、これを嚆矢として積極的にニーズのある制度を作っていただきたいと願うものです。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

三村委員、どうぞ。

○三村委員 今回、弁護士・依頼者間秘匿特権という非常に専門的な概念について、詳しく御説明いただき、ありがとうございます。

今回、事務局、あるいは榊原委員、矢吹委員からの御説明で内容を理解いたしまして、基本的には弁護士の法的アドバイス、あるいはそれを有効化する方向性の中において、やはり必要な制度であるということについては、私なりに評価したいし、その有用性は認めたいと思います。

ただ、そのことを前提としながら、3つの点が気になりましたので申し上げます。

第1点、これは先ほど何度もいろいろな委員から御指摘のことなのですが、欧米における、特にイギリスにおけるコモンローの下で習慣化・常習化している。つまり、それが一つの枠組みとして社会的に理解されているという制度を、そのような伝統とか風土、あるいは価値観のない日本にそれを持ち込むことの難しさ、明文上規定がないということ、それから、私自身が初めてこの場でこの概念を教えたということでもありますので、基本的には一般の方はこういった考え方を御存じないだろう。そうすると、それが理解されないままで、しかも独禁法だけの分野に持ち込まれることによる混乱とか誤解というのが相当に生じる可能性がある。それについては、やはり基本的に配慮すべきだろうと思っております。

ただ、何度も矢吹委員、榊原委員からの御説明であるわけですが、やはり経験を積み上げていくべきだということ、これもそうかなと思います。

ただ、積み上げていくために独禁法だけの分野に入れるということは、独禁政策上、公取委の活動としてちょっとそれは大変かなという感じがいたします。そういった制度が将来的に必要なという考え方はあっていいと思っております。ただ、現状、それをすぐに導入するということについては、やはり慎重であるべきだという考えです。

もう一つ、こういったものを持ち込むことによってプラスとマイナスがあるという御指摘だったわけですが、現状、やはり調査協力のインセンティブが基本的にないという状況とか、一般的なりテラシー不足が感じられるのですが、まだ全体的に理解が不十分であるという状況からすると、必ずしもプラスに作用しない可能性が強い。しかし、プラスに作用させるために、どのような条件整備をしていくかということについての今後の検討はあってもいいという感じがいたします。

それは恐らく今後、調査への協力を得るような制度を入れていくとか、あるいは弁護士の活動について、こういったものであるかということをもう少し理解促進させるとかということを含めて、制度基盤を作っていくための準備が基本的にはあってもいいと思います。

3つ目は、先ほどの御説明とも関係するのですが、そうは言いつつ、独禁法の事件が大変複雑化しているとか、そのつもりはなくても国際カルテル事件に企業が巻き込まれるという可能性は十分ございます。そういうことを考えるならば、独禁法の事件が難しくなっており、かつ、それに対して弁護士の活動がこれからももっと積極的に行われるべきであるということもあると思いますので、それに対しての各論的な形での制度設計に向けての整備とか検討もあってもいいのではないかという感じです。

ただ、そのときに、私も先ほど何度も御意見をいただきましたが、榊原委員の提出された書類は大変参考になりまして、非常によく分かったのですが、ただ、その中におきまして、今のような日本の企業風土の中で、基本的にきちんと理解されていないし、いろいろな拡大解釈とか、いろいろな状況を生むだろうということが考えられます。もしこれを対象とするのであれば、相当に厳密に限定された形で対応されるべきだろう。先ほどのコミュニケーションとインフォメーションという区別も相当に曖昧でありますし、調査の前か後かということについても、なかなかそこも厳密に区分できないというのがありますので、そこをきれいに区分けできるのだというようなことがもしあるならば、またそれも可能性としてあるのかもしれないという感じであります。

その3点申し上げたいと思います。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、舟田座長代理、どうぞ。

○舟田座長代理 私も3点。

1つは、弁護士・依頼者間秘匿特権は諸外国では判例で形成されてきたわけで、現在、日本ではJASRACの事件で取り上げられていますけれども、あれも認められれば判例の1つになって、こういう場合は認められたということになる。私は、それがやはりこの問題については賢い方法なのだろうと思います。それに対して一気に立法を作って認めるというのは、非常に私は法技術的な意味でも危惧を持っているということです。

矢吹委員と榊原委員の意見の中で、何か紛争があったら裁判所に持っていけばいいという箇所がありますが、これでは裁判所が困るのですよね。毎回の法創造を強いられる。今

日の最初の事務局資料にも、こういう場合はどうで、この場合はこうで、これでも随分短く要約したのでしょうかけれども、これらの検討を尽くさないまま弁護士・依頼者間秘匿特権を認めるというような規定を作るといのは、これは何も内閣法制局でなくとも、法技術的には考えられないような、拙劣な立法技術ではないかという気がいたします。

ですから、逆に言いますと、もし本当に立法でやりたいのであれば、細かい規定、要件を書かざるを得ないということです。

これは半分、私の個人的意見ですがけれども、独禁法に限るとしても公取委の独禁法執行だけが問題なのではなくて、私人による独禁法の援用が同時に大事なのですから、実際に私人間の独禁法に基づく損害賠償請求とかで、民事訴訟に基づいて文書提出命令をやって、幾つかそういう事件がありますが、文書提出命令を否定する要件に入れなければならないということになります。そういう意味で、独禁法及び民事訴訟法というものを両方考えなければならないだろうと思います。

以上が立法技術的な点。

2つ目は、濫用の場合の制裁ですが、どんな制度でも濫用はあるのだから、まず、制度を作るかどうかを考えて、次に濫用を何とか少なくしようということだろうという御意見がありましたけれども、しかし、本件に限っては濫用をするというインセンティブが非常に強く働く。これは先ほど今井委員がおっしゃったことで、弁護士がちゃんと弁護活動をやろうと思ったら、それはなるべく特権を広く取ろうと思うのは当たり前のことなのです。ですから、これは一部の弁護士がよく理解せずに変なことをするという問題ではないと思います。

もし濫用となった場合、制裁はどうやるのか。弁護士はもちろん、「私は特権に当たると思いました」と言うわけで、解釈上の違いですから、それに制裁をかけるわけにいかないですね。意図的にこれはまずいなと思いながらやったというのを制裁するわけですが、それを立証するのは非常に難しいだろう。独占禁止法第94条の規定がうまく働かなかったようで、恐らく今まで1件もない。つまり、強制処分に対する妨害というのはなかなかうまくいかない。

私、この問題が出てから、3年ぐらい前でしたか、公取委の方にアメリカはどうやっているのかというのを聞いて、司法妨害とか調査妨害についての規定を教えてくださいました。明らかに日本よりは強いと思いますが、しかし、ここからは推測ですが、アメリカのほうに弁護士として怖くて余りひどいことをしないので、制度としてもっているということもあるのではないかなという気がいたします。

そういう意味で、白紙でもし特権を認めるとなった場合、しかも協力するインセンティブがない日本の場合には非常に問題が多いということです。

もう一つ、今、2つ目で制裁がうまくいかないということをお話ししましたがけれども、根岸先生のパブコメ意見を、私、もう一回お渡ししたかったですけれども、ちょっと読ませていただきます。

「被疑名宛人の防御権について国際的なイコールフットイングやグローバルスタンダードを求めるのであれば、少なくとも、米国反トラスト法やEU競争法並みの競争当局による調査の非協力に対する執行手続上の峻厳な制裁とセットでなければならない。」

ですから、これは裁量型の課徴金と別のことなのです。執行手続上のうまいサンクションがかけられるかということだろうと思います。

3つ目は、もう言うことはなくて、前回、私、榊原委員にお伺いした、裁量的課徴金の導入を一緒にやらないと、こういう防御権の拡大はなかなかうまくいかないのではないかと、ということです。裁量的な課徴金は嫌だ、今までのような言わば非裁量型の課徴金で防御権だけ拡張する。これはどういう論拠で出てくるのか私にはなかなか理解しにくいので、お答えを楽しみにお待ちしております。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、中川委員、どうぞ。

○中川委員 皆様の御意見を伺って、もう一度申し上げます。

恐らく私は、三村委員と基本的に同じ見解ではないかと思えます。

それから、先ほど御紹介いただいた根岸先生のパブリックコメントでの御意見とも同じようなことを申し上げると思えます。3点申し上げます。

まず、1点目、秘匿特権のような権利はあるのかということについて、私は当然に存在するべきではないかと申し上げました。他方、そんなものはないのだという御意見も出てきたと思えます。

私の考えは、秘匿特権のような考え方はあって当然の話であるというものです。正に刑事手続の場面での秘密交通権がそうです。民事裁判の場合は、日本はディスカバリーがありませんので、こういう問題が余り顕在化してこなかった状況があります。

では今回、問題になっている行政調査権限についてはどうかというと、行政調査権限の立法をするときに秘匿特権のようなことは議論したことがないというか、私、行政法を長年研究しておりますけれども、我々も勉強したこともない問題なのです。

行政調査権限の規定は、同じようなものがどの法律にも書いてあって、なぜそれで済んでいるかということ、実際、余り使わないからなのです。訴訟にもならないし、基本的に任意調査でやっていくということでやっていますから、今まで幸いにしてこういう問題が顕在化しなかったというものであります。

ですから、職業の秘密として、ジャーナリストの秘密であるとか、医師の秘密とか、様々ありますけれども、この秘匿特権というのは、弁護士のほうから出さないというだけではなくて、依頼人のほうからも自分が相談した内容を出さないというものです。弁護士の職業の秘密といっても、もともとは依頼人を守っているものでありまして、依頼人がしゃべってもいいよと言えばもちろん弁護士はしゃべっていいわけですので、そこら辺は証言拒絶権のある職業の秘密とかなり通底で似てくるところです。

刑事手続で秘密交通権があるという考え方が正に出発点でありまして、自分が国家権力によって何かされようとしたときに、弁護士に助けをもらうべく話したことは国家権力は知らないのだということは、どんな法分野であってもまず出発点でしょうという発想です。

これを否定するということになると、もう日本国憲法の価値観を否定するということではないか。そのぐらい基本的な価値ではないかと私は思っていて、だから、当然ではないかと思うわけであります。

2番目は、独禁法の調査だけの問題かということですが。今回はたまたま独禁の行政調査の話ですけれども、別に独禁法だけ入れろという議論だと私は理解しておりません。強制的な調査に対しては、どの法分野でもなければいけないのだけれども、先ほど申しましたように、今まで行政調査権限についてはこうした議論をしたことがないので、気が付かなかったというだけであります。

独禁法の調査権限でもこれは認められるべきですが、当然、ほかの行政調査権限でも認められるべきです。ただ、行政調査権限の在り方をこんな公の場で議論するということが、ほかの法分野では私は聞いたことがない。どういう理由か分かりませんが、独禁法だからこその検討会のような舞台になったわけで、ほかの分野ではおおよそテーマにさえしてくれないので、強制的な調査権限と秘匿特権の関係ということが問題になっていないというだけの話です。行政調査権限をいろいろ議論した結果、秘匿特権は要らないなんて、他の法分野で議論したことはないのです。おおよそ議論をしたことがないということが実相です。独禁に限って入れようとか、そういう話ではないということは誤解していただきたいところですよ。

3番目になりますけれども、では、どう秘匿特権を立法するのかということですが。立法するということになると恐らくこれは無理だと思います。アメリカでもリステートメントができていないぐらいです。先ほど消費者事故調の話もしましたけれども、こういう調整の話というのは、やはり議論すればするほどあらゆる場面が出てきて、基準化が難しい。結局、ケース・バイ・ケースでやりましょうということになってしまうのです。

現在、最高裁判例だと、刑罰で担保された行政調査であっても、それに協力しないということに正当事由があれば、処罰されない。その正当事由は、条文には書いてありませんけれども、そういう例外があるのは当たり前だという解釈になっているのです。

その正当事由の一つの例として、弁護士との正当な通信は調査から外れるのだと。つまり、その限られた範囲で、調査を拒否しても、文書提出命令を拒否しても、それは正当事由ありなのだとして解釈してよろしいのではないのかという意見をここでもしまとめることができれば、それはそれで十分なのではないかと思えます。

その後、では実際にどこまでなのかというグレーゾーンは、正に弁護士さん、頑張って争ってください。提出命令に対して、ここの情報は正当事由があるのだと、秘匿特権なのだと思えば、それは一々訴訟をしていただく。それが判例を作っていくということになるのだと思えますけれども、その出発点として私たちの委員会のようなところで、

秘匿特権というのはこういう考え方で、大体こういう範囲だったら認められてしかるべきではないかという方向性を決める必要があると思います。それ以上に、個々の具体的な基準なんてとても決められるわけではありませんし、様々な場面があります。EUでもアメリカでもできていないわけですから、それは無理難題だと思います。

最後ですが、真実発見に本当に支障があるのかということなのですが、これは公取委の方に質問させていただきたいのです。前に確か泉水委員がおっしゃったかもしれませんが、これこれのテーマについて社内調査しなさい、独禁法違反はありましたかという報告命令は現在でも出せるのではないかと思うのですけれども、それが虚偽であればそれなりの処罰なのですが、本来、それを使えば済む話ではないか。秘匿特権というのは当該文書が取れないだけであって、それを別の形で、社内調査を命じて、その結果、違反があったかどうかを知らせなさいという、文書提出命令ではなくて報告命令という形で行って、虚偽だということが分かれば処罰対象となる。

現在は処罰が余り強くない。ここからが根岸先生の意見と一緒になのですが、もし虚偽報告するようであればものすごい課徴金がかかるというような仕組みに変えていくほうが、よほど独禁法の執行としてはうまくいくのではないか。虚偽報告かどうかを知るために、内偵で得た情報とか、立入検査で押さえたいろいろなメールなんかと照合して、これは何ですかとやっていけば、どこかにほころびが出てくるのではないかと思うのですけれども。そういう形で、虚偽報告ができないような仕組みにしていくという方向に行くべきではないか。アメリカの金融機関なんかは正にそうですよね。報告が足りなかつただけで巨額な課徴金を取られています。

それから、ちょっと分野は違いますが、日本だと、消費者安全の分野ではとにかく事業者は事故情報は全部報告しろとなっているわけです。社内で違反行為を調べて報告しろという調査権限のほうを強くしていけば、余り秘匿特権を理由に真実発見が阻害されるなんていうことはないと思うのです。

以上、4点でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

先ほど川出委員からも1点御質問がありましたけれども、今の中川委員の御質問と併せて、今、お答えいただくことは可能でしょうか。

○山口公正取引委員会審査局企画室長 どちらの。

○宇賀座長 川出委員のほうから先ほどちょっと御質問があったと思うのですが、それと、今の中川委員の御質問に関してです。

○山口公正取引委員会審査局企画室長 それでは、まず、川出先生の御質問のほうからお答えさせていただきます。

コミュニケーションを保護するとすれば、秘匿特権の対象となる書面は相当幅広くなることは、そうだろう。ただし、その中で事実が記載された部分を証拠として取れなくなることによって、どの程度実態解明に影響があると考えますかということですが、我々は影

響が大きいと考えています。

榑原委員が何度か御指摘されていますとおり、これまで審判に提出してそれが決定的な証拠となった事例はない。それは事実でございます。しかし、それがコミュニケーションであっても、その中に記載されている違反の事実を示す内容というのは、当然、違反の立証に資するものでございます。必ずしも全ての証拠を審判に提出するわけではなくても、審査官としては、全ての証拠を見て評価をして、それを考慮に入れながら供述を取ったり、あるいは報告命令を使うこともありますけれども、審査活動を進めて立証していくものでございます。

また、これまでそういう文書について使う必要性が低かったとしても、秘匿特権が導入されれば、これまで以上に、ほかに存在する物証、もともと独禁法では少ないわけですが、ますますそういうものは取りにくくなるのではないかと。

これまでも法務部では恐らく社内調査をされたりして、そういう報告書はあったのでしようけれども、あえてそういうところまで踏み込まなくても、ほかの部分で事実が十分解明できていれば、あるいは減免申請で十分な事実が出てきていれば、それで足りるのであれば、あえて取らないということはあるでしょう。

しかし、秘匿特権が入れば、そういう形で幅広く弁護士さんが積極的に関与をされれば秘匿できるようになるということであれば、今まで以上に少々の時間やコストをかけても、それ以外の部分の物証をなくす、我々が収集できないようにすることというのは十分に見合うメリットのあることになり、影響が生じるのではないかと考えているところです。

それから、中川委員の御指摘の真実発見への支障については、報告命令の中で社内調査をなさいと。その結果、違反事実があったかどうかを聞いたかどうかということですが、これまでも、これまでの我々の実務としては、これは主として供述で取っているところがございます。もちろん報告命令で聞いても構わないわけですが、我々としては、協力インセンティブがない現状において、報告命令で違反をしたという事実を正直に言っただけで済ませたいという気持ちも、そんなことは書いてこないと思っていますので、まず供述で聞くほうが早いと思っていますのでございます。

ただし、例えば、どういう価格交渉の経緯を踏んでいたかといったような事実、周辺を固めていく内容については、現在でも報告命令で求めているところがございます。

しかし、報告命令の形式を採るにせよ、供述聴取の形式を採るにせよ、虚偽の供述又は供述の拒否、あるいは報告命令に対する虚偽の報告又は報告の拒否ということについて、罰則を強化して、これを科していれば防止できるのではないかと御指摘だと思っております。

これがやれるのであれば、我々としても、既にそうしたいわけですが、虚偽の立証というのは非常に難しいと思っております。相手方から、自分はこれが事実だと思っておりますと、あるいは報告命令をかけても、これ以上のことは私どもは持っていません、知りませんと言われてしまえば、それが意図した虚偽だということを立証するのは大変難し

いと思います。

先生の御指摘の米国の金融機関の例ですとか、事故の報告の例というのは、私、不勉強で実態を存じておりませんが、虚偽を言ったことが、その後に事実として目に見えるところに、例えば帳簿ですとか、あるいは事故が起こった事実ですとか、隠しようがない何らかの形で残っているものであれば、わずかな期間、嘘を言ってそれを隠そうというインセンティブはそんなにはないのではないかと。しかし、独禁法の場合には、それらとは事情が異なるのではないかと。思うところがございます。

以上です。

○宇賀座長 川出委員、よろしいですか。

中川委員はよろしいですか。

では、泉水委員、どうぞ。

○泉水委員 報告命令について、私がここで発言したのではないかというお話だったのですが、実は発言しておりませんで、中川委員と個人的に帰宅中に話をしたのですが、ただ、ちょうど話が振られたので、一言申し上げます。

報告命令の制度を活用してはどうかということは私も以前から思っていて、とりわけEUにおいては、少し制度は違いますが、報告命令によってばしばしと証拠を取ってきているわけです。だから、供述調書を取る必要もないという状況ですので、そういう意味では、報告命令制度を活用して、供述調書中心主義から、より健全な方向に行ったらいいかなということは以前から考えていたところです。

ただ、今、公取委から御説明がありましたとおり、虚偽を立証というのは大変なので、実際にはサンクションがない、あるいは非常に弱いので、やはりうまくいかないのかなと考えていて、あるいは議論が拡散するのでここではお話ししませんでした。

ただ、制度の設計としては、確かに供述聴取中心主義よりは、報告命令をかけて、それでどんどん証拠を得られるというEU型のほうがいいかなと思っています。そのためには、多分、報告命令違反に対するサンクションをどうするかということを考えていかなければいけない。

EUはどうなっているかを調べようと思って、よく調べられないままになっているのですが、EUでは相当強いサンクションが効いているようですし、あるいは多分、裁量型の問題とも関連しているのかもしれないと思っております。

そういう意味では、議論を拡散しないようにと思って発言しませんでした。ちょうどよい機会だったので、こういう制度の在り方のほうがより健全かなと思っておりますので、発言させていただきました。

○宇賀座長 ありがとうございます。

今井委員、どうぞ。

○今井委員 中川委員に質問なのですが、先ほど大変斬新なお考えをされまして、弁護士秘匿特権というものを認めた場合、現在、言わずもがなの行政手続への参加拒否の

理由としてそれを使えるだろうと。確かにそういう解釈かと思うのですが、その後で弊害が出たとすると報告命令で対応というお話をされたわけですが、仮に中川委員の論理に従った場合、弁護士秘匿特権を守るために行政手続も拒絶したのであるから、当然ながら、その後の報告命令も拒絶できるということになって、サンクション以前の話として枠外に行くのではないかと思ったのですが、いかがお考えか教えていただければと思います。

○中川委員 秘匿特権というのは当該助言に関するものであります。それと別に、行政調査というのは、調査をして報告するという義務を新たに課しているわけですので、別にたまたま同じ内容について弁護士と通信があったからといって、報告命令を拒否してよいことにはなりません。新たに報告する義務を課しているわけですから、それを履行するかどうかという話ですので、秘匿特権とは異なる話で、両者は遮断されると思います。

ついでですが、いいですか。報告命令や審尋もそうですけれども、虚偽についても処罰しているのですよね。だけれども、やはり虚偽の立証が難しいですと言われてしまうと、結局、独禁法の行政調査権限というのはあってなきがごときなので、虚偽とは何か、虚偽報告とは何かというところをもう少し突っ込んでいかないと、やはり結局は任意調査で何とか職員個人が落ちてくるのを待つということを繰り返すことになると思うのです。

虚偽というのは、別に全ての報告について虚偽かどうかを洗い出す必要はなくて、一罰百戒でも十分なわけです。行政調査権限に対する不当な供述については、現在は大した罰金ではないのではないかと思いますけれども、あれをもう少し大きくする、又は、刑罰に加えて、課徴金のような形で強くしていただけてもかなり心理的には大きいし、それから、報告命令をするからといってほかの調査をしないわけではなくて、当然、立入調査もしているし、提出命令もかけているわけです。

仮に秘匿特権を認めるとしても、いろいろなところからぼろぼろと見えてくる、何か変な動きがあるぞというところを見るのが、正にプロである公取委の力だと思います。そことの矛盾を突く。

その矛盾が合理的であれば、報告は虚偽であるという解釈ができるのかどうかというあたりを検討していくのが非常に建設的だと思うのです。今ある調査権限をちゃんと使えるようにしようというところで、報告命令というのは、虚偽に対してはどのように対処するのかというのがおよそ議論の対象になっていないと思いますけれども、もとはそこを強くしていくということとペアで考えればいいのではないかと。先ほどの根岸意見と同じような発想なのです。

○宇賀座長 今井委員、いかがでしょうか。

○今井委員 済みません、ありがとうございます。

最初の中川委員の解釈はそうだろうと思っておりますけれども、しかしながら、弁護士秘匿特権なるものの権利の位置づけによっては、先ほど私が言ったような解釈は排除されないということを改めて申し上げます。

それから、虚偽性のところは大変また参考になります。しかしながら、私もそれほど詳

しくないのですが、恐らく中川委員はアメリカにおける実務の運用を御存じの上でおっしゃっていると思いますけれども、虚偽、フォールスという概念について日本とアメリカでは随分違っておりまして、向こうのフォールスというのはかなり主観的であって、平たく言うと、行政官に対して誠実でなく答えたものが広く外縁としてフォールスに入ってくる解釈がまま見られますので、それを前提にいたしますと、日本で同じような解釈を採れというのはなかなか厳しいのだろうと思います。感想まででございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

矢吹委員、どうぞ。

○矢吹委員 今回の報告命令については、命令であろうと任意であろうと、積極的に情報を出していく。命令であれば、命令によって出した事実についてはディスカバリーの対象かどうかを争える可能性がありますから、報告命令は有効だと私は思います。

EUの場合はRFI (Request for information) が通常は出るわけですが、これに対するリニエンシーの申請者であれば、これに本当に真摯に対応しないとリニエンシーが取り消される、ないしは裁量的なリニエンシーの割合が低くされるという非常な脅迫感がかえってありまして、そこでリニエンシーの申請順位が低いと、かえってその調査によって弁護士費用が非常にかかってしまうので、どちらにするかまで言われるほど、やはりそれに対して真摯に答えなければいけない義務というのが強いのです。

ですから、私も、報告命令というものを一つ利用し、将来的にはリニエンシーも裁量的にして、そして十分に協力しないという、今でも協力しない事業者にはリニエンシーを提供しないということは公取委の権限としてできるわけですが、それに裁量が入れば、協力の程度によって、報告を提供しないところにはゼロにする、ないしは非常に低くするという裁量を持たせる制度構築もあっていいのではないかと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今日、この問題を議論してまいりまして、一方で積極説ですね、積極的に導入すべきだという御議論もありました。他方でいろいろと難しい問題があって、慎重であるべきだという御意見もかなり多かったように思います。

どういたしましょうか。今日は、積極説がある一方、かなり消極的な意見も多かったなという印象があるのですが、引き続き議論すべきかという点について、いかがでしょうか。

矢吹委員、どうぞ。

○矢吹委員 これをまた議論しても同じようなことになるのではないかと思います。私としては2つ申し上げたいのですが、1つはパブリックコメントを出した意義ですが、先ほど榊原委員がおっしゃったように、パブリックコメントが40件以上、これを導入すべしという意見で来ていることに対して、私たち委員の自由な意見で制度は作るわけですが、やはりパブリックコメントでそういう結果が出たことをある程度は前提として検討しなけ

ればいけないのではないかという点が1点です。

2点目は、今後のことは、今、審査規則もありますが、法律で書くのか、ガイドラインで書くのかという制度の定義の仕方によっては、今、反対、賛成ありますけれども、どこかで両者の了解できるところがあるのではないかと考えていて、ゼロか100ではなくて、私は最初の制度としては公正取引委員会の裁量がある程度あってよいのではないかと思います。今日、ここで出たような論点は、単なる正当事由と書くにしても、解釈指針とか、そういうところに落とし込む形で規定していただければと思いますので、もし今後の議論をするのであれば、それを法律で書くのか、ガイドラインで書くのか、マニュアルで書くのかはその後の議論として、何らかのたたき台のようなものを誰かに書いていただいた後で、それを含めてまた今度それを導入するかを次に考えてもいいのではないかと思います。

○宇賀座長 では、今井委員、どうぞ。

○今井委員 今、座長がおまとめになりましたように、今日、いろいろ原理的な議論も、意見も対立があったように思っております。その上で矢吹委員の御発言ですけれども、もしもそういうことをされるのであれば、一部入れてみようと思われる方が、例えば、次回の会合においてドラフトのようなものをお書きになるのがいいのではないかと思います。個人的には私は舟田座長代理や青柳委員等と同じような意見でありまして、なかなか日本において、どのレベルの条文か分かりませんが、書くというのは大変難儀であるし、そもそも理由があるのかという議論が今日は強かったと思いますので、慎重を期すためであれば、平場でもう一度議論というのがいいのではないかと考えております。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、大沢委員、どうぞ。

○大沢委員 今の矢吹委員のパブリックコメントの取扱いについて一言だけ申し上げたいのですが、このパブリックコメントというのは、今、制度としてありますけれども、実際はこの問題に強く関心を持っている方が意見を言うという場になっていると思うのです。ですから、今回の会議の委員の中でも、これだけ専門家の方がいらっしゃる中でも、今回のこの秘匿特権については、初めて勉強されたという方も先ほどの御発言でかなりあったと思うのです。ですから、ましてや一般の方は、この秘匿特権の議論があることを理解している方はほとんどいないと思うのです。そういった状況を考えれば、パブリックコメントで賛成意見があったということを前提にされるのはちょっとどうなのかなと私は思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、榊原委員、どうぞ。

○榊原委員 おおむね消極論の方々の意見は、今までないものなので、文化的にどうなのかとか、判例がないというのは、ないものだとちょっと当たり前かなということなので、それを言っていると一生入らないというか、新しい制度を導入するときというのは常にそうなのではないかなと思うのです。

それは必要性が高いと、パブコメ意見を無視していいというのが今ちょっとありましたけれども、それは本当にそうなのでしょうかとということで、関心のある方、よく知っている人がやはり実際に現場で必要性があるという意見なので、それを無視していいとも思えませんし、附則でここに課されている宿題として、やはり100・0というのではないのではないかと思うのです。懸念があるのであれば、その懸念の解決、例えば、限定をするという御意見がたくさんありましたけれども、限定をするという方向でいいと私自身も思います。限定の仕方を限定してみて、狭過ぎる、広過ぎるということがあったら、それを制度として導入するというような大きな話ではないということでもいいと思います。

先ほど何名かの先生から、今も当然その概念自体は日本法の中にはかなりあるのではないかという御指摘があって、例えば接見交通権とか、素人の方は余り御存じないのかもしれませんが、押収拒絶権などは、今でも弁護士のところに来ると拒絶ができるものを、依頼者のところに置いておくと拒絶ができなくて渡さなくてはいけないという、同じものなわけですが、理由としては依頼者のためという概念というのやはり入っているので、では、今、日本法の中でも認めているようなものを、依頼者の側でも反射的にここは断れるよという、それをきれいに書くことがどこまでできるかということはありませんけれども、そういったドラフトは提出させていただきたいなと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 私もパブリックコメントの扱いについて一言申し上げたいと思います。

確かに消費者側の意見というのは、全体を見回しても非常に少なかったですし、非常に今回の検討に懸念を示しているという意味でいうと、数多くの国民がこのことを知らないという現状があります。

いろいろ専門家の皆さんがこのことを真摯に議論されているのは、今日の協議の場を見てもよく分かりました。

ただ、やはり私がすごく不安に思うのは、この独占禁止法という分野だけでこのことを防御権の一つとして入れるという大前提で議論が進んでいくこと自体がやはり怖いなと思っています。何らかの意味で、先ほどから皆さんがおっしゃっていることは私も理解ができますし、権利として存在するのだということもよく分かります。ただ、具体的な話がこの場に、つまり公正取引委員会の審査手続の適正化といいたいまいしょうか、この検討においてこのことがもう既成の事実であるかのように整理されていってしまうことにはやはりちょっと不安を覚えますので、そのあたりは心に留めておいていただければと思います。

あくまでも先ほどからいろいろな委員の先生が示されている御懸念というのは、非常に消費者である私の気持ちを代弁してくださっていると思っております。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、大沢委員、どうぞ。

○大沢委員 一言だけです。

先ほどのパブリックコメントの件は、パブリックコメントを無視していいと言っているわけではありませんで、ただ、知らない方で意見を述べていない方もたくさんいらっしゃるので、賛成意見だけをもって前提として議論を進めていかれるのはどうかということをお願いしたので、そこのところはちょっとお間違えのないようお願いしたいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

及川委員、どうぞ。

○及川委員 御提案なのですけれども、パブリックコメントのタイミングというのがやはりあったのだと思います。やって大変よかったと思っていますし、いろいろな喚起をしたということもありますし、大変プラスだと思います。

また、ある程度こういう専門家の先生方に集まってもらったものをもう一回返す。それで、国民にどうなのですかと、本当に生活している、日々の暮らしを支えている事業者の立場からどうなのかということで、一度だけではなくて、段階を追ってまた次の段階で2回目のパブコメも是非していただきたいと思っています。

あと、秘匿特権だけではないのですけれども、それを含めて、今までの休憩時間がどうのこうのとか、大変貴重な御意見をいただきましたので、どこかでまとめていただき、これについてはどうですかという見える形で議論をしていただいたほうが、やはり効率的・効果的な議論になると思っています。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

中川委員、どうぞ。

○中川委員 今後の進め方ですが、今、お二方から御意見が出たように、マニュアルとして、行政調査のやり方として、強制的な調査かどうかを伝えるとかいうことがあったと思います。その一つとして文書提出命令を拒否できる正当事由として書けるか。矢吹委員から書いてみてはどうかというお話がありました。恐らくざくっとした書き方で、直訳すると弁護士との交通なのですから、例示してみてもうどうでしょうか。

ただし、ここからが重要なのですが、これしか証拠がなかったら押収できるのか、何かそういうエスケープクローズを作るかどうかというあたりが重要なところかもしれません。けれども、そうでない限りは原則としては提出命令からの除外を認めますというような、あくまで原則としてという感じの、プラクティスとしてそういう方向で文章化できるかどうか。細かな要件とか基準の立法化は無理だと思いますし、しかも決してこれは独禁法だけの話ではありません。洗練された行政調査を公取委が先導してやっているという意味で、そういうプラクティスのマニュアル化ができるかどうかという形で出していただくという形ではないでしょうか。それを見ながらだと、やはりこれはだめだねとか、やはりいいのではないかという議論がしやすいのではないかと思います。平場でもう一度議論するのもいいのですけれども、同じことの繰り返しという可能性もありますので、そういう何か素材があるといいかなと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

今日、いろいろと御意見を伺って、積極説もある一方で、多くの懸念、疑問が示されたということは事実かなと思います。その中で、例えばこんな形ならばどうでしょうかという、マニュアルというのでしょうか、今、中川委員から出たようなものを一度出していただいて、その上でやはりこれでは不明確で懸念が払拭できないとか、そういったことを議論する機会をもう一度持つてはどうかという御提案がありましたけれども、いかがでしょうか。

何もないままで議論すると、恐らく今日の繰り返しということで進展はないと思いますけれども、一度そういうものを出していただいた上で、やはりこれでは明確化が図れないとかいうことで懸念が払拭できないということであれば、もうその段階で見送りということになるかと思います。

ただ、そういう機会を一度与えてほしいという御意見もありますので、そこはどうか。不要か、あるいはそうしてよろしいか、どうでしょうか。

○舟田座長代理 結構ではないでしょうか。そういう御提案があるということですから、それを見てもう一度考えるということ。

○宇賀座長 分かりました。そうしましたら、どなたにお願いすればよろしいでしょうか。矢吹委員か榊原委員でしょうか。

○矢吹委員 では、済みませんけれども、この問題は、こちらの日弁連のほうでも秘密通信保護ワーキングというのがあります。特に独禁法だけではなくて全ての法律について検討しているワーキングなのですが、そのワーキング委員とも相談しながら榊原委員と作成します。私たち2人だけで作成するよりは、こういった海外のことも調査した結果も踏まえまして御提案し、それから、事務局のほうにもそれを見ていただいて、事務局としてこれは最初からだめだということがあればそこは修正していただきつつ、次回までにたたき台をお出しするということはいかがでしょうか。

○宇賀座長 そういう方向でよろしいでしょうか。一度それを見て議論して、公取委のほうにも御覧いただいて、これでは実態解明に支障が生ずるということであれば、その場でまた御意見を述べていただく機会を持ちたいと思いますけれども、そういう方向でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

本日は、弁護士・依頼者間秘匿特権について議論を行いました。一度榊原委員と矢吹委員のほうからたたき台的なものを出していただいて、それでどうかということを議論したいと思います。

次回の第10回でございますが、供述聴取に関する論点については、前回の第8回の懇談会で事務局から資料を示していただいております。そこで大分議論をいただきました。ただ、もう少し議論してほしいという御意見もございましたので、もう一度議論いたします。

が、次回はこの論点に関する2回目の議論でございますので、前回の懇談会における御議論も踏まえた資料を事務局のほうに用意していただきたいと思っております。この供述聴取に関する論点というのが1つということでございます。

この懇談会は、もちろん審査手続における防御権の問題について議論するというところでございますので、調査権限の問題を独立して議論する場ではないと認識しております。

ただ、他方で、この懇談会で防御権の問題、手続保障の問題を議論していく中で、こういった権限の強化があれば防御権の強化というものも考えられるだろうとか、防御権を強化した場合にこういった疑問点があるが、調査権限の強化とセットであれば考えられるだろうという話が今日も何人かの委員から出ておりましたし、前回までの議論でもそういった御議論が出ておりました。

そこで、そうした調査権限の問題について、これを独立して議論するというわけではないのですけれども、防御権の強化を考える場合に、例えば、こういう調査権限の強化とセットで考えるならば検討の余地があるとか、そういった御議論が随分出ています。そういった問題について、そもそもこの懇談会の対象外ではないかという観点から御発言になっておられない委員もおられたようですので、調査権限を独立にということではなくて、防御権の強化とセットで、言わば折衷的な案というのでしょうか、そういった観点から議論する機会を一度持ってはどうかという意見を何名かの委員からもいただいておりますので、そういった議論もしてはどうかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

(「賛成です」と声あり)

○宇賀座長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次回はその点につきましても併せて議論をさせていただきたいと思っております。

最後に、次回の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 次回の日程は9月18日ということになっておりまして、場所はここと同じ会議室でございますので、お願いいたします。

一点確認なのでございますけれども、次回は供述聴取の関係ということですので、先ほどの榎原委員と矢吹委員のほうからお出しいただく資料は、次回という意味ではなくて次々回ということでよろしゅうございますか。

○宇賀座長 はい。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 かしこまりました。

○宇賀座長 本日は、お忙しいところ、どうもありがとうございました。

これにて終了いたします。